

重要事項説明書

ゆうらいふ居宅介護支援サービス

「居宅介護支援」「介護予防支援」「介護予防ケアマネジメント」

令和 6 年 9 月 1 日 適用

当事業所は、居宅介護支援サービス利用契約書並びに介護予防支援・ケアマネジメント契約の契約サービスの提供にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 経営法人(事業者)

- 1)法人名 社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会
- 2)法人所在地 遠田郡涌谷町涌谷字新下町浦 192 番地(涌谷町高齢者福祉複合施設内)
- 3)代表者氏名 会長 高 橋 俊 吾

2 居宅介護支援サービス事業所の概要

- 1)名 称 ゆうらいふ居宅介護支援サービス
- 2)種 類 ①居宅介護支援 事業所番号 第 0473100550 号
②介護予防支援 事業所番号 第 0473100550 号
③介護予防ケアマネジメント(涌谷町地域包括支援センター 委託)
- 3)所在地 遠田郡涌谷町涌谷字新下町浦 192 番地(涌谷町高齢者福祉複合施設内)
- 4)電 話 0229-43-6661 FAX 0229-43-6670
- 5)管理者 西村 真由美
- 6)開設年月日 平成 18 年 3 月 1 日

3 運営方針

事業所の介護支援専門員は、利用者の要介護等の状況を踏まえて、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、利用者等の依頼を受けて居宅サービス計画及び介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づき不当に偏ることのないよう公正中立に指定居宅サービス等及び関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図りその他の便宜の提供に努めるものとします。

4 主な職員の配置状況(※職員の配置については、指定基準を遵守しています。)

職 種	配置人数	
管 理 者	1 名	主任介護支援専門員
主任介護支援専門員	2 名	
介護支援専門員	4 名以上	
事務職員	1 名以上	総務担当兼務

※特定事業所加算(Ⅱ)取得事業所となります。

5 営業日及び営業時間

- 1)営 業 日 月曜から金曜日(但し、12 月 29 日から 1 月 3 日及び 国民の休日、祝日は除く。)
- 2)営 業 時 間 午前 8 時 30 分～午後 5 時
※電話等により、常時連絡可能な体制をとります。

6 通常の営業地域 涌谷町

7 サービスの提供方法

- 1)利用者の相談を受ける場所
事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行います。
- 2)使用する課題分析票の種類
利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用します。
- 3)サービス担当者会議の開催場所
事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において開催します。
- 4)介護支援専門員の居宅訪問頻度
 - ・居宅介護支援 月1回以上
 - ・介護予防支援、介護予防ケアマネジメント 概ね3月に1回程度
必要に応じて訪問等を行います。

8 サービスに関する留意事項

- 1)サービス提供を行う介護支援専門員
サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。
- 2)事業者からの介護支援専門員の交替
事業者は、必要に応じ、介護支援専門員を交代することができます。但し、その場合には、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
- 3)利用者からの交替の申し出
利用者は、事業者が任命した介護支援専門員の交替を希望する場合は、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

9 ターミナルケアマネジメントについて

終末期にご利用者、ご家族の同意を得た上で通常よりも多く在宅を訪問し、主治医の助言を得て、利用者の状態やサービス変更の必要性を把握し支援します。利用者の心身の状況などの情報を記録し、主治医及びケアプランに位置付けた事業者へ情報提供します。

10 サービスの利用料金

事業者の提供する居宅介護支援に関するサービス利用料金について、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、利用者の自己負担はありません。但し、利用者の介護保険料の滞納などがある場合はこの限りではありません。

11 虐待防止に関する事項について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- 1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- 2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- 3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行います。
- 4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

12 感染症や災害への対応力向上について

感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画となります。

- 1) 感染症や災害に係る事業所ごとの業務継続計画(平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立等)を従業員に周知します。
- 2) 従業員に対し、研修や訓練を実施します。
- 3) 適切に実施するための担当者を置きます。

13 苦情の対応について

1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 涌谷町社会福祉協議会(ゆうらいふ)

電話番号 0229-43-6661

担当者 ゆうらいふ居宅介護支援サービス 管理者 西村 真由美

○受付時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時まで

2) 行政機関その他苦情受付機関

涌谷町福祉課 福祉班	所在地 涌谷町涌谷字中江南 278(町民医療福祉センター)
涌谷町健康課 国保介護班	電 話 0229-43-5111(代表)
国民健康保険団体連合会	所在地 仙台市青葉区上杉 1-2-3(宮城県自治会館)
介護保険課 苦情相談窓口	電 話 022-222-7700
福祉サービス利用に関する運営適正化委員会	所在地 仙台市青葉区上杉 3-3-1(みやぎハートフルセンター)
	電 話 022-716-9674

14 当法人(事業者)が運営する介護サービス事業所の概要

名 称	社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会		
所在地	〒987-0121 宮城県遠田郡涌谷町涌谷字新下町浦 192		
	電話番号	0229-43-6661	
当法人が 運営する 介護保険 事業所	所 在 地 内	・特別養護老人ホームゆうらいふ	介護老人福祉施設、短期入所生活介護（空床型）
		・グループホームゆうらいふ	認知症対応型共同生活介護・短期利用（予防）、
		・ゆうらいふホームヘルプサービス	訪問介護、訪問型サービス
		・ゆうらいふ訪問入浴サービス	訪問入浴介護（予防）
		・ゆうらいふデイサービス	通所介護、通所型サービス
		・ゆうらいふデイサービス 日々	認知症対応型通所介護（予防）
		・ゆうらいふ居宅介護支援サービス	居宅介護支援、居宅予防支援
	籠岳支所 〒987-0282 涌谷町太田字舟ヶ沢 8-1		地域密着型通所介護（総合事業）
	・ゆうらいふ籠岳地域ケアセンター		

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際しての重要事項は、本書面の通りです。

令和 年 月 日

事業者 所在地 宮城県遠田郡涌谷町涌谷字新下町浦 192
名 称 社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会
代表者名 会長 高橋 俊吾 印

説明同意欄		捺印
説明者	ゆうらいふ居宅介護支援サービス 介護支援専門員 氏名 _____	
同意者	利用者(同意者) 氏名 _____	